

衆議院 第五号
大蔵委員会 議録 第十八号

(二二八)

昭和四十年三月十日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長代理理事 金子一平君

理事

藤井勝志君 山中貞則君 天野誠亮君 奥野誠亮君 木村剛輔君 齋藤邦吉君 田中六助君 地崎宇三郎君 福田繁芳君 渡辺栄一君 佐藤翻次郎君 平林剛君 横山利秋君 鈴木一君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

岩動道行君 岩動道行君 鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

理事

鴨田宗一君 木村武千代君 田澤吉郎君 竹内黎一君 橋本龍太郎君 平岡忠次郎君 内山義一郎君 春日一幸君

同日
委員田中六助君、竹内黎一君、橋本龍太郎君及び鈴木一君辞任につき、その補欠として濱田幸雄君、伊東正義君、谷川和穗君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五二号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五六号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五八号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第七三号)

でありますが、昭和三十九年の外資導入状況はすでに新聞等で発表になっておりますが、四十年度になりますかといふ点につきましては、目下のところ例のアメリカ国際収支対策によりまして、利子平衡税をバンクローブに適用する等の新情勢も出ておりますので、的確に予想することは困難でござりますが、世銀につきましては大体一億五千万ドルくらいのものが期待されるのではなかろうに、株式取得の企業經營分やあるいは經營参加明瞭化にしていただきたい。

○柏木説明員 昨年十二月に昭和四十一年度の国

際収支見通しを立てました際に、昭和四十一年度の

資本取扱は、ネット外資導入は二億五千万ドルの

受け取り超過を見込んだだけでございますが、こ

れにつきましては別に形態別その他のこまかい内

訳はつくってございませんんでして、三十九年度に

おきます外資導入状況と今後の見通しを勘案しまして、大体昭和四十一年度は繰り入れ金の返済が相

当ふえますこと、外資投資もふえますこと等を勘

案し、かつ順調に外資も入ってくるであろうとい

う前提を含めまして、昭和三十九年度のネットの

外資導入は三億三千万ドルと見込んでおりました

が、それよりは若干減るであろうということです

億五千万ドルを見通したわけでございます。

○武藤委員 まず貸し付け金債権、三十九年は五

億九千五百六十万ドルと新聞には発表になつてお

りましたね。世銀から七千五百万ドル、アメリカの輸銀から四千二百万ドル、アメリカ市中銀行から二千七百万ドル、その他の銀行から一億ドル、

その他一億九百万ドル、こういう内訳になつてお

るのであります、この貸し付け金債権の額は四

十年はどんな状況になりますか。

○柏木説明員 いま武藤委員からお話をあります

た数字は、おそらく外資導入の認可ベースの数字

かと思いますが、それによりますと、ただいまま

でのところ昭和三十九年度で五億九千四百万ドル

もあるいはカナダの市中銀行からも相当額の貸

三月十日

委員伊東正義君、谷川和穗君、濱田幸雄君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として竹内黎一君、橋本龍太郎君、田中六助君及び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

し付け金がござります。それから銀行以外の会社が日本の会社に金を貸すという事例もございま
す。

○武藤委員 したがつて、私はその内訳を尋ねておるのであります。約二億九百万ドルになりますが、銀行とその他というものが、これは一体どこから借りておるのか、それをひとつ。内訳はないのです

○柏木説明員　ただいま内訳を持つております
が、ただいま申し上げましたように、ヨーロッパ
の市中銀行あるいはカナダの銀行から借りて いる
ものが相当多いと思います。

○武藤委員 ヨーロッパも、かなり先ほどの答弁では銀行その他というので、二億九百万ドルのうちカナダとヨーロッパというばく然たる答えですが、ヨーロッパからの状況というものはどうですか。三十九年度と比較をしてかなりきつい状況にあるのか、それとも三十九年度くらいの導入は可能だと考えておるのか、ヨーロッパはどうですか。

か、経営参加のほうが二千七百十ドル、この数字を上回る趨勢と見通していくのか、それともこれよりも下がるかもしらぬという見通しか。もろ下がるような見通し、上がるような見通し、ふさわるような見通しの場合、その見通しの根拠は一体どんな数字で見積もあるものか、そこらの政府の現在の見通しの作業状況、これをひとつお聞かせ願いたい。

○相本説明員 日本の株式は御承知のとおり非常に市況が悪いのですから、私どもの聞いたところではヨーロッパ、あるいは外国の投資家から見れば、その中でも銘柄によつては非常に割り安なものがある。そういうものをこの際買っておこうという意欲が相當見られます。

○武藤委員 きょうは十二時までという時間の制限

少林一脉拳

○武藤委員 いまの答弁の中でアメリカが平衡税の関係で市中銀行の貸し出しなどが非常に浅くなつてくるだらう、あるいはイギリスのボンドの危機をめぐつて、イギリスボンド支援の国際環境の悪化によっての影響を重んじて、して

○相木 読明員 三一〇、ハセキモトジメ、これ
は来年度のことでありまして、なかなか予想がむ
ずかしいのであります。三十九年度におきまし
ては政府債等で相当な金額の外資を入れ得たので
あります。また同時に民間債も相当発行ができる
に至ります。

◎株式説明員 株式の關係で幾々外資が入るかといふことにつきまして私どものほうでこまかい計算はいたしておりませんが、大体の感じといたしまして三十九年度より下回るということはないのじゃないか。株式市況等について特段の変化でもございません。(拍手)

い。そういう情勢の中で日本政府は一体どんな見込みを立てているのか、そういう情勢の判断の上に立って三十九年度と同額程度のものは必ず確保したいという願望を持っているのか、それとも

たわけではありません。ところが従前知のよきたてに民間債の売れ行きは昨年後半から必ずしも順調にま
いっておりませんので、四十年度におきましては
政府債のほうはおそらく順調にまいると思います
が、民間債につきましてはかなり問題があるので

さればまたいろいろ問題がありましようが、そういう外資の流入というものはおそらく少なくも三十九年度のものは期待できるのじやないか、そういうふうに考えています。

で、それの弊害はまだあらわれていないのかどうか。そこらの点を後ほど資料にして提出を願いたいといふ。というのは、ドイツは過般の新聞等の報道によりますと、外資導入の結果、国内の産業にどうも悪影響が出てきたというので、これをエフツク

これはいまの国際環境からいって、そういうまい期待はできそうもないという大きっぽな判断に立つているのか。現在まで四十年度分については具体的抗折といふことはもうやっておるわけでしょ。まことに後援に進んで、よつこト、日本

はないか。私どものほうといたしましても政府債の発行との調整を十分考えながら優良銘柄につきまして敵選しながら起債を認めていこうという方針でおります。

○武藤委員 どうして期待できるのですか、その根拠は。

○柏木説明員 これは的確な情報があるわけでございませんが、市場経由の株式につきましては今一つ発言できません。

する法案が国会に出されておるといふことが新聞に報ぜられたのであります。日本の場合も戦後非常に大きな外資導入がなされておるので、そういう点が一体どの辺が限界だらうかということを私もさういふことを心に置いておる。

○柏木説明員　お説のとおり国際的にボンドの問題がありまし、アメリカも国際收支対策で資本的折衝に入っている段階になつてはいい、どちらですか。

それからミヨコーの銀行の貸し付け金であります。これがござりますが、これにつきましては今日のところ特に変化はないのではないかと考えます。

るというふうに聞いておりますし、経営参加の株式、これは要するに日本における直接投資の株式取得であります。外國の直接投資意欲というものは衰えていないというふうに考えられます。

流出を押えることにかかるておるわけであります
が、その中でも米側の取り扱いとしまして、日
本はなるべく優遇していくことが一つあ
ります。それであります、バンクローンにつき
ましては、やはりむずかしくなるとしうことを予

五千百十三万ドルの減であった。株式取得の部分ですね。いまの日本の株価の低迷状況や今日の収益減の状況から見て、外国が日本の株式を取得する趨勢といふものは、一体四十年度はどう推移するだろうか、その点の見通しについてはどんな

○武藤委員 そうしてみますと、スイスあたりの資本家が投資する場合に、ヨーロッパへ投資するのものは期待できるのじやないかというふうに思っております。

いま最後にお話がありました弊害があるかないかという点であります。これは非常に判断のしにくい問題であります。あるいはむしろ通産省のほうでお尋ねになつたほうがいい問題かと思ひます。

想がれます。先般の米側との折衝による交渉は、

メニヌ代用の其半

二〇一九年九月四日

すが、数字的な資料はさつそくつくつて差し上げ

○武藤委員 次に、外貨債の内訳をお尋ねいたし

ますが、三十九年度の外貨債の内訳は国債、政保債、民間債に区分をしてどういう状況になつておつて、四十年度はそれをどういう数字を持って

○ 佐竹政府委員 お答え申し上げます。
いこうとしておるのか、これをひとつ。
三十九年度実績は四月以来二月までのところです。

こさいますか、ます国債をこさいます。国債をつくりましては五千万ドル、これは御承知のように、ドインで発行いたしましてマルク建ての国債であります。次に政府保証債でございますが、これが今までございましたが、三本出でおりまして合計六千七百五十万ドル、その内訳は開発銀行債二千万ドル、東京都債二千二百五十万ドル、大阪市、これはマルク債でございまますが、二千五百万ドル、合わせて六千七百五十万ドルになるわけであります。これららの国债、政府保証債を合計いたしますと一億一千七百五十万ドル、かようによると相なるわけでござります。次に民間債につきましては、これまた二月までの実績で五千七百万ドル、したがいましてこれらをすべて合計いたしますと、外債といつましても、これは大体一億七千五百万ドル――端数を切り上げ、切り捨てがありますが、一億七千五百万ドルに相なるわけでござります。

○武藤委員 大だいま局長が答弁された金額は、政府が当初考へた計画には達しないのではないかどうか、そういう疑問があるわけでありますが、その点はいかがですか。

○佐竹政府委員 御指摘のとおりでございまして、大体三十九年度の当初の見込みといたしましては一億三千三千万ドル程度、一億二千五百萬ないし一億三千万ドル程度を期待いたしたい、かようになっておつたのであります。それに対しても若干下回つておるわけでござります。

○武藤委員 若干下回つておる中で、本年度の財政計画の中で電電債の二千万ドルの外債を予定したようありますが、この二千万ドルはいまだどう

いう状況になつておりますか。近いうちに確定を

するものなのか、それとも年度を越すのかその辺はどういう状況でありますか。

○佐竹政府委員 まさに武蔵先生御指摘のとおり、電電債二千万ドルの発行を実は計画をいたしておつたわけでございます。これはできれば年度

内發行と思いまして、一月以後いろいろ市場の状況等を打診をいたしております。そこに御承知のようなことでジョンソン教書の発表がございまして、米国貿易によるする者番号で一意下されま

おいて発行するかあるいは昨年やりましたようなヨーロッパ市場における発行がいいのか、そこらあたりの両市場の状況等も詳細に打診をいたしました。それで、そのためにやや発行がおくれてしまつて、もう十日でございますので、あるいは多少四月にまで発行をいたしたい、できれば年度内発行というふうに考えておりますが、御承知のようにきょうはそれ込むことより得るかという感じで目下現地でいろいろと鋭意市場のサウンドを続けておる状況でございます。

○武藤委員 そうすると、二千万ドルの未発行の分は、アメリカでやるかヨーロッパでやるか、まだ政府部内でははつきりときまつておらぬですか。

○佐竹政府委員 これは、御承知のように一億ドル免税発行の道が開けたということでございますので、やはりニューヨーク市場における発行が本筋であろうか、かように考えておるわけであります。実は、大統領教書に基づく大統領令といふものが出来るとそこらあたりの手続が確定をいたしません。目下アメリカ側におきまして大統領令の制定を鋭意急いでおるわけでございます。したがいまして、この大統領令がいつ公布になるかといつたことともからむものでございますので、その辺で多少時期が確定しがたいと思いますが、いずれごく近い機会におそらくは明らかになろうか

と思ひております。

○武藤委員 そうしますと、電電債の発行が一年間経過して年度内にどうも確定しそうもない、そ

ういう際に、電電公社のほうでは事業遂行上支障はないのでしょうか、どうなのでしょうか。これはおそらく当初計画に乗っている資金繰りだと思

か。
左内閣保守派は、全く御指摘のとおりで、いまうのですが、そういう点は一時政府が何か手当をしておくのですか、そのままになつてゐるのです

私どもとしても年度内発行ということを期して日夜努力をいたしておる次第でございますが、そこで、大体年度内可能であれば問題はないわけございりますけれども、万が一に、二、三日にして四、五日にもしても、多少とも四月にずれ込むということになりますと、年度をわたらなければなりません。そういう事態が起つてからでないと何とも申せないのでござりますけれども、かりにそういう事態が起つりましたても、電電公社の事業遂行に支障のないよう私どもとしては資金繰りの手当をつけたい。これは先生十分御承知のことですが、かつて東京都債が三十八年度発行を予定しておったところが、これが若干ずれまして三十九年四月発行ということに相なつたために、現金の受け取りが年度をわたつたわけでござります。その場合に、工事計画に支障があつてはいかぬということで、実はつなぎの融資をいたしております。そういう実績もござりますので、今回も万一そういう事態が起つればそういう手は打つ、しかし私どもとしては何とか年度内発行といふことで努力をいたしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでござります。

○武藤委員 その点は、事業にそこを來たさぬよう、政府当局としては、計画は遂行しなければいかぬという立場から、すみやかな善処をひとつ要望しておきたいと思います。

次に、非常に事務的になりますが、外債発行の

場合には財投計画の原資見込みの中に外貨債等で

入りますね、世銀からの借り入れ金の場合には、やはり予算書は通るのですか。通ったとしたら何

○佐竹政府委員　財投計画表の中に、先生御指摘
ページにあるか、もしできたらお知らせ願いた
い。

のよう^に外貨債はもちらん入りますし、そのほかに世銀借款の分も外貨債等^{とい}うことで実は入っておるのでござります。ただし、これは当該年度に見合^て世銀から借り入れを行なう債と表つて載

す。それから外貨債が四百五十五億、合わせて六百五十億円、かような次第でございます。○武藤委員 そういたしますと、四十年度に世銀から一億五千万ドルを借り受けたその場合には、予算書の中には、四十年度まだこれから発行する万ドルの配分につきましては、目下折衝中でござりますので、それはどの機関について個々の機関に幾つということはまだ確定いたしておりません。おりませんが、まだ確定いたしております。

○佐竹政府委員 先ほどお話を出ました一億五千萬ドルの配分につきましては、目下折衝中でござりますので、それはどの機関について個々の機関に幾つといつては、個々の機関に何ぼづつ外貨債を当てにしておるということは予算書に載つて入ってきた金だけが予算に載る。入つてあるう見通しのものについては、個々の機関に何ぼづつ外貨債を当てにしておるということは予算書に載らぬわけですね。そうするとこれは、この改正契約をして入ってきた金だけが予算に載る。入つてこないものは減額補正して落としていくという手続上の処理じゃなくて、何かどうも一時政府の国内の資金を融通して予算書には載せておいて、借りられた場合には、翌年それを世銀借款という形でここへ載せる、こういう処理をしているのですか。どうもそこらがはつきりしないのですか……。

○佐竹政府委員 ちょっと私のことばが足りませんために、申しわけなく存じておりますが、三十一年度までにおきましては、これは世銀借款の内訳もそれぞれ個別の機関ごとにきめまして、先ほどお話をございました財投計画表の中でも、三十一年度の外貨債等というのは、五百三十六億円と九十五億円のうちで外貨債については四百四十一億円、世銀借款の分が九十五億円であります。この九十五億円の中で道路公団は七十八億円、首都高速度、つまり羽田・横浜線の分として五億円、それから電発の分として十二億円というふうに実はきまつておるわけでございます。

ただこれが四十年度から、世銀のはうのいろいろ審査の関係や何かで、予算編成までの間におい

て、つまり道路公団に幾つ、あるいは阪神高速道路に幾つというところが、実はまだきまらないも

のでござりますから、大体世銀当局もほほいまの私どもが希望しておりますような線できめていこ

うといふ内意は、ごく非公式にはあるわけでござ

いますけれども、実は公式の決定に至りません。

そのため、いま申しているように、一億五千万

という総ワクで保証限度をとらしていただきま

るわけでございます。

○武藤委員 今回の改正でそういう外貨資金の借

り入れについては、従来は機関別に一応財投計画

案が通ると国会の承認というか、国会の審議から落ちますね。それはどうなりますか。一括一億五千万ドルなら一億五千万ドル世銀から借りますよ

ということは、あるいは国会に承認を求めるかも

しらぬけれども、個々の機関別には、国会審議は全然なくなってしまうわけですね。

○佐竹政府委員 ただいま提出して御審議をいたし

ておられます。こういうものの範囲内でというこ

とで、どこにもかしこもというわけにはまいりま

せん。世銀も国際機関でございますので、やはりおのずから貸し出し対象というものを限定され

くるという問題もございます。そういう意味で、同

時に、この法律の面でも受け入れ機関というも

のを一応限定をいたすという形にしておりますが、

それがどの機関に幾つということは予算総則にお

いては出てまいりません。その点は御指摘のとお

りでございます。ただし、その点はいま私が御説

明申し上げておりますように、日本側としてはこ

れこれこういう機関に対して借款を希望し、世銀

当局にも、どの程度その話が進んでおるかといふ

ようなことも大体申し上げまして、御了解をいた

だきたい、かよう思つておるわけでございま

す。

○武藤委員 そういたしますと、総額の範囲内で

一括して予算書に計上する、これはしますね。そ

の際に本年の希望しておる機関はどこどこど

こへ充當したいのだということは、当然国会審議

の資料の中に記載しますか。それとも全く機関別

といふことは国会に出さないで、世銀と政府間

だけの内交渉で機関の名前は明らかになつてい

ます。それで実はまいつておるわけでございます。

○武藤委員 局長の性格や人柄からいえば、国会

はうるさいからひとつ審議権をこの辺で縮めてし

まえという悪意があつてやつているとは私は思

ませんよ。しかし從來やつておつたことでどうい
う点が特に不都合とか、円滑な運営を妨げたの
か、これをまず明らかにしないと、ちよっと説得
力がありませんよ。それはどうでしょ。

○佐竹政府委員 全く御指摘のとおりでございま
して、実は例を外貨債にとって申しますと、一応
電電債幾ら、あるいは開発銀行債幾らというこ
とで見積もりまして從来やつたわけでございま
ところが、たとえばヨーロッパ市場の状況等から
見まして、この際、たとえば、電電債を出す場合
には二千万じゃなくて三千万まで売れそうだ、あ
るいは二千五百万ドルくらいまでいきそうだと
いう場合もあるわけでございます。あるいは逆に、あ
いまのところ、市況のぐあいから言うと電電債は
ちよっと売りにくい。むしろほかの銘柄を差しか
えたほうが売れるぞというようなケースも実は
あったわけでございます。あるいは東京都債のよ
うなことになつたケースもございます。その場合
が実はございました。それからまた、世銀の場合
につきましては、いわゆる機関別の融資金額とい
うものが確定してしまえば問題はないわけでござ
いますけれども、昨年度も、実はもう予算編成
のぎりぎりまでなかなかきまりませんでした、ようや
く最後の段階でどうにかすべり込みで間に合つ
た。万一ちよとでもおくれると、予算書に載せ
られなかつたような状態がございました。ことし
は、何とかそういうことがないようと思つて早
くふんにも御承知のように世銀はアメリカだけの機
関でございませんで、各國からいろいろな理事が
入つて国際機関的な関係でござりますので、何か
と手続に時間がかかるというようなこともござ
まして、実際問題として今度は、予算編成までに

ついに機関別金額を決するに至らなかつたわけで
ござります。そういう場合に、もしこういう方法
がございませんと、実際世銀借款を受け入れられ
ない。みすみす、向こうは一応五千万まで出して
見積もりまして從来やつたわけでございます。
○武藤委員 もし、いま局長がおっしゃるよう
に、電電債よりもほかの銘柄のものを持つてい
たほうがいいという不都合が過去にあつたら、そ
ういうことをもつと提案理由の説明の中に書かぬ
と、私たち、国会審議権を縮小されるという心配
の上から賛成しかねる提案説明ですよ。だから、
あなたが提案説明を、そういう過去の例から補足
してわれわれを納得させませんと、これはやっぱ
り、国会審議権の縮小という立場から、われわれ
は賛成できないという結論が出るかもしません
よ。その点は十分ひとつ、いましばらくの日数が
あるようですから、技術的な説明のしかたも考え
直したほうがいいのではないか。これは私のほう
からも忠告をしておきたいと思うのです。どうも
この提案理由説明では、一言も
不都合だった理由が書いてないのです。便利に
なることだけ書いておつて、われわれの立場は無
視しておる。これはまことにけしからぬ提案の理
由で、これはだれが書いたか知らぬが、あなたは
読むだけの政務次官ですから政務次官の責任では
ないと思ひますけれども、読むからには、やはり
われわれを説得できるような提案理由を書かぬと
いかぬ。今後のため、これは御忠告を申し上げ
ておきたいと思います。

○佐竹政府委員 外貨債につきましては、まず国
債、政府保証債について申し上げますと、先ほど
の本年二月までのところで申しまして三億九千四
百万ドルでございます。それから民間債の残高は

やろうという好意がありましても、こちらの受け
入れ態勢が整わないというのもいかにも残念なこ
とではないかということで、実はかようなことに
考えたわけでございます。

○武藤委員 ただいまの借款額残というのは、世
界の国々と比較して日本は何位くらいに当たりま
すか。

○佐竹政府委員 世界で二番目くらいかと思いま
す。

○武藤委員 世界第二番目の世銀からの借金国で
ある。これは名譽ある大国でしようか、それとも
こんなに借りなくて済むなら借りないほうがいい
のだろうか、一体どちらがいいのでしょうか。

○佐竹政府委員 これは、それだけ日本経済に対
する信用が非常に高いという一つの証拠ではなか
るうかとも思われます。同時に、やはり日本經
済は年々成長をいたしてまいらねばなりません。

○佐竹政府委員 これは、それだけ日本経済に対
する信用が非常に高いといつておきたいと思つた
おる。そういう見地からも、今度局長がかわった
ところで、あらゆる角度から長期展望を踏まえ
て、十五年後の返済のときのこととも考えて、これ
は慎重な検討に値するのではないだろうか。あな
たの御意見、人生観の違いだといって片づけられ
ますかどうか。

○佐竹政府委員 全くその点は武藤先生の実は御
指摘のとおりでございまして、いわゆる元利償還

ということは当然やはり考えておかねばなりません。

○佐竹政府委員 したがいまして、私どもとしましては、外債

の発行あるいは世銀借款の受け入れをやります場

合に、常に、五年先、十年先、もしくは十五年先

において元利償還が幾らになるのかということは、
時々刻々実は計算をいたしております。そこで、

そういうものが、つまり日本の国際収支の上から
見て異常に負担過重になるということになつては

いけないわけでござりますから、そういう意味で

常に将来における元利払いというものを念頭に置
きながら、実は年々の外債導入のワークというも
の同時に検討いたしてまいっておりますので、そ
の点は、武藤先生のお考えと私ども全く同じでござ
ります。

○武藤委員 局長、そうしますと、次官の考え方と
私の考え方と違つておつたら、私の意見に賛成だと

いうのなら次官の意見といささか違うということ
になつて、これはあんまり問い合わせないほうがよ
ろしいと思います。

ちよつと話題を変えたいと思いますが、御承知

のように、イギリスがいまボンド危機でたいへん

な状況にある。そこでIMFにさらに借り入れを

申し入れている。十一月に引き出した十億ドル

合、日本側でその平衡税相当分を負担してでも外資を受け入れたいということになつた場合、その平衡税相当分をどのように扱うべきか、これはなかなか問題があるわけでございます。その際に考えられますことは、平衡税は、御承知のとおり株式のほか社債、今度新しくバンクローンにまで適用することになったわけでございますが、それについていろいろ問題はあるわけでございます。さしあたり、いま私どもが検討いたしておりますのは、バンクローンの形で借りる場合、その一定の利子率がございますが、その利子率のほかに先方が負担することになる平衡税、その平衡税相当分を、借りる側の日本の企業が負担いたしまして、その負担した場合それをどういうようにも扱うか、こういうような問題がございます。これには平衡税の負担をどういう形で日本側が負担するかという問題がからんでおりまして、たとえば利率を引き上げるという形で、本来なら5%の利率のものであるけれども、先方が平衡税を負担するため税引き手取りが下がらないようにするためには六%の利率にします、こういうようなことになりますれば、それは利子相当額でございますから、その部分につきましては利子の支払いとして源泉徴収することになります。また借りるほうの側の日本の企業といたしましては利子として損金算入を認められる、こういうことになることは当然でございます。ところで問題は、利率のほうは五%のまま据え置きにしておいて、平衡税相当分を借り入れに伴う一種の負担として支払う、これは外貨送金が許されるかどうかという問題が一つございますが、これは国際金融局のほうの問題でございますが、それではそれを税のほうでどういうふうに扱うかということになりますと、これは借り入れ金の対価ではありますようけれども、利率が五%ときまつておりますと、そのほかのものでございますので利子相当分とは見ることがでできまらない。これはいまでも六ヶ月未満の輸入ユーバンクの利子とか、あるいはコミットメント・ファイと申しておりますが、約定手数料は利子でない、

こう言つておりますが、そこでそういう性質のものに該当するだらうと思います。そこで、これは利子として源泉徴収の対象にするとはできない。そこで支払った側はどうなるかということでございますが、これは借り入れ期間が、たとえば二年である、あるいは三年である、そういうたしますと一種の延べ払い費用でございますので、その借り入れ期間に応じて、その期間に對して損金として認める。払ったときに一時の損金として認められるのではなくて、二年なり三年なりの借り入れ金の期間に応じて損金として認める、これが通常の考え方でございます。現在特に、特別の措置を講じて損金算入を早くやるというようなことを考えておるのはございません。

○武藤委員 そうすると、損金算入として取り扱うこととは決定と受け取つていいですね。

○泉政府委員 これは税法の解釈から、当然出てくる事柄でございます。パンクローンの場合には、そういうことになるのが税法の解釈として当然ではないかと思つております。ただ、まだ問題になりますのは、社債あるいは株式の場合には、どうふうに考えるべきか。社債発行費用あるいは株式の発行費用を見ることができるのがどうか、これはいろいろ問題があるようござります。そういう意味を含めまして一応の検討はいたしておりますけれども、まだ最終的決定には至つておりません。

○武藤委員 きょうきまるといふように新聞に――外資審議会ですか、外貨審議会ですか、こへ国税庁はやや了解をしてかけたといふような新聞記事が出ておりますが、それがきまつたのなら、はつきりひとつ答えていただきたい。

○泉政府委員 これはきょうきまるとかいう問題ではありません。まだ国税庁と私どものほうといふところにつきましては、大体いま私が申し上げたような方向で現行法の解釈ができるのではないかということでございますが、株式及び社債の場合にはまだいろいろ問題がござりますので、検討い

たしておる段階でございまして、最終的にきょう
きまるとかいうような問題ではございません。
○武藤委員 時間の都合でこれで終わります。
○金子（一）委員長代理 ただいま議題となつてお
ります各案中、物品税法の一部を改正する法律案
及び相続税法の一部を改正する法律案の両案に対
する質疑は、これにて終了いたしました。

○金子（一）委員長代理 これより順次討論、採決
に入ります。

まず、物品税法の一部を改正する法律案につい
て討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。堀昌雄
君。

○堀委員 私は、日本社会党を代表いたしまし
て、物品税法の一部を改正する法律案に反対の討
論をいたします。

私どもは、すでにこれまでの国会におきまし
て、たびたび物品税法の改正につきまして提案を
してまいっております。

特に税法というものは、本来的には一体だれの
ためにあるのかといいますならば、一面的には国
家的な利益といいますか、国家の歳入としての面
がありますけれども、一面的にはそれを負担する
ところの国民大衆の側に関連を持っておるわけで
ございます。そこで私どもは、現在の物品税法の
中で特に大衆が日常に消費をいたします物に対し
ても、非常に多くの物品税の負担をかけておりな
がら、特定の物品については免税点の非常に高い
取り扱い、あるいは税法上の税率等の措置により
まして、企業の利益を守ることに急であって、消
費者の利益を守る点に著しく欠けておる点が明らか
になつておることを、これまでも累次指摘をし
てまいつたわけであります。

今回のこの税法改正におきましても、取り上げ
られました的小型乗用自動車、カラーフィルム、
小型レコード及びカラーテレビ受像機でござい
ますけれども、現在の状態で考えますならば、力

は原案のとおり可決いたしました。
次に、相続税法の一部を改正する法律案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

おばかりいたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。
よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子(一)委員長代理 次会は、明後十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会